

## 市長交際費支出基準

この基準は、市長が市政執行のため、対外的な交際、折衝をする際に必要な経費として支出する交際費について、必要な事項を定める。

市長交際費の支出項目、支出範囲及び支出金額は、次のとおりとする。

支出区分	支 出 内 容	支 出 金 額
弔慰	別表に基づき支出する。	別表参照
会費	会費を必要とする研修会、会合、懇談会等について支出する。	金額の指定があるものについては会費相当額、指定のないものについては、10,000円を限度とする。
慶祝	(1) 市民参加のスポーツ、文化・イベント等催事、記念式典及び祝賀会並びに市民にとって名誉となる行為、業績への壮途祝いについて支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等へは、原則として支出しないものとする。 (2) 坂東市と密接な関係があり、又は貢献のある者及びその親族の結婚式又は披露宴に参列する場合の祝儀として支出する。	10,000円を限度とする。  30,000円を限度とする。
見舞	(1) 病氣見舞 別表に掲載する本人が原則として14日以上入院治療した場合に支出する。 (2) り災・災害見舞等	別表参照  その都度協議
賛助	各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるものに対し、公共的、公益的なものであるときは賛助会費として支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等へは、原則として支出しないものとする。	5,000円又は社会通念上認められる範囲内の額
渉外	市政運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のため必要なPR用特産物等の購入に要する費用	その都度協議
その他	上記のいずれにも属さない場合で、市長が市政運営上必要と認める場合	その都度協議

別表

対 象			香料	病気見舞い	
非常勤特別職	市議会議員	現職	本人	10,000 円	10,000 円
			親族	5,000 円	
		元職	本人	10,000 円	
			親族	5,000 円	
	各行政委員会委員	現職	本人	10,000 円	5,000 円
			親族	5,000 円	
		元職	本人	10,000 円	
	上記以外の非常勤特別職	現職	本人	5,000 円	5,000 円
配偶者			5,000 円		
常勤特別職及び教育長	現職	市長	30,000 円		
		副市長・ 教育長	20,000 円	10,000 円	
		親族	10,000 円		
	元職	市長	30,000 円	10,000 円	
		副市長・ 助役・ 収入役・ 教育長	20,000 円		
高齢者（100歳以上）		本人	10,000 円		
市職員	現職	本人	10,000 円	5,000 円	
		親族	5,000 円		
茨城西南・常総地方広域市町村圏内の議長	現職	本人	10,000 円	10,000 円	
		親族	5,000 円		
坂東市が所属する広域組合等の該当組合議員	現職	本人	10,000 円	10,000 円	
国会議員及び茨城県知事	近隣市町村との均衡をとった額とする。				
県議会議員及び市町村長	近隣市町村との均衡をとった額とする。				
市政に協力し、又は貢献した方及びその遺族の方で市長が必要と認めた者		本人	社会通念上妥当な金額	10,000 円	
		親族	5,000 円		

備考

- 1 親族とは、配偶者及び一親等血族及び同居の一親等姻族をいう。
- 2 各行政委員会委員とは、教育委員会委員（教育長を除く。）、選挙管理委員会委員、監査委員（議会選出を除く。）、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員をいう。